

(注意)

申請ノ際ハ必ず國民學校修了者ノ出身學校ノ「職業指導證明書」ヲ添付スルコト尙國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ同時ニ之ヲ提示スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm X 267mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況」欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又ハ中途退學シタル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區)設置アルモノハ區)迄ヲ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從事セル者ニ付テハ現在ノ從業場所現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第六號

昭和 年 月 日

申請(申込)者

氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者) 氏 名 ( )

國民職業指導所長 宛

(一)

産業分類	求人種別 1 2 3	受付番號	付年月日 年月日	受年月日 年月日	種事業ノ類	同所在地	工場、事業場 其ノ他ノ場所 ノ名稱	昭和 年度 第 期	秘	雇入レントスル場所	利用狀況	軍需及官需		生擴	其他	
												%	%			

  

本 期	職種別	男	女	計
國民職業指導所ノ紹介	職種別	男	女	計
區 別	職種別	男	女	計
國民職業指導所ノ紹介	職種別	男	女	計
區 別	職種別	男	女	計

申請(求人申込)ノ由	雇入計畫數									
	國民職業指導所ノ紹介ノ依探					國民職業指導所ノ紹介ノ依探				
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
山	計	計	計	計	計	自道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ				
						他道府縣内ヨリ雇入レントスルモノ				
計	計	計	計	計	計	道府縣別				
						男 女 計				
						譯内別種職ノ數總計入雇				
						男 女 計				

◎注意 「本期雇入計畫數欄中」認可ヲ受ケテ雇入レントスル一般青壯年中ニハ昭和十六年十二月以後ニ於テ中學校、高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)、實業學校(商船學校又ハ學校卒業

者使用制限令第一條ノ學校及學科(修メタルモノヲ除ク)並ニ卒業者ニ關シ之ト同等以上ト指定セラレタル學校ヲ卒業シタル者ハ之ヲ含マシメザルコト

(二)

職種別	採用條件及雇備條件			
	年 齡	探 用 條 件	雇 備 條 件	其 他

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
  - 二、本申請書並ニ求人申込書ハ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用ノ場所ガ外地、外國ニ在ル場合ニ於テハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
  - 三、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
  - 四、「利用狀況」欄ノ記載ハ左ニ依ルコト
    - 1 利用率ハ雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年以内ニ新設シタル工場、事業場等ニアリテハ新設ノ時ヨリ雇入認可申請又ハ求人申込ノ時ニ至ル期間)ニ於ケル生産金額(雇入認可申請又ハ求人申込前一ケ年間ノ生産金額ノ不明ナルトキハ最近ノ營業年度一ケ

年間ニ於ケル生産金額)ニ依ル百分比ヲ記載スルコト  
 尙利用狀況ニ關シテハ必要ニ依リ關係官廳又ハ團體等ノ之ニ關スル説明ヲ求ムルコトアルヲ以テ正  
 確ナル根據ニ依リ記載スルコト

- 1 「一般青壯年及國民學校修了者」欄ノ「一般青壯年」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル一般青壯年ニ該當  
 スルモノナルコト「國民學校修了者」ハ勞務調整令ニ規定セラレタル國民學校修了者中修了ノ年ノ七月  
 以降ニ於テ紹介ヲ受ケテ雇入レントスルモノヲ記載スルコト
- 2 「増員」ハ新規需要數ヲ、「補充」ハ解雇減耗ニ依ル減少ノ補充ノ爲ノ需要數ヲ記載スルコト
- 3 「申請(求人申込)」ノ理由欄ニハ採用希望地域ニ於ケル特殊緣故關係、其ノ他雇入認可申請又ハ求人申  
 込ニ關シ參考トナルベキ事項ヲ詳細ニ記載スルコト
- 4 「宿舍及食事」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定ノモノトニ區別シ、收容可能人員及設立豫定ノモノ  
 ニ在リテハ完成豫定年月等)及舍費食費額等ヲ記載スルコト
- 5 「其ノ他參考事項」ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 6 「國民職業指導所」ノ紹介ニ依ラズシテ雇入レントスル場合ノ雇入認可申請ニハ本様式(二)ノ記載ハ之  
 ヲ要セザルコト
- 7 「本申請書」ノ記載ニ關シ軍機上記載困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該係官ノ證明書ヲ添付シ之ガ記載  
 ヲ省略スルコトヲ得ルコト

様式第七號

特定ノ一般青壯年 雇入 認可申請書

事業ノ種類	從業者ヲ使用セントスル工場、 事業場其ノ他ノ場所所在地、 名稱及事業主(法人ニ在リテハ 其ノ名稱及代表者)氏名印	
	求人 申込數	求人 割當數
當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求 人及充足狀況	求人 申込數	求人 割當數
	男 女	男 女
雇入ノ理由	同上ノ 充足數	同上ノ 充足數
	男 女	男 女
現在又ハ從前ノ業務ノ種類	從事セシメ タル業務ノ種類	就職事情
	現在又ハ從前ノ業務ノ種類	就職事情
現在又ハ從前ノ業務ノ種類	姓名印及生年月日	備考
	姓名印及生年月日	備考
年 月 日生	年 月 日生	



様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		供給ヲ受ケテ使 用セントスル員 數		勞務供給業者ノ住所 氏名		期間中ニ於ケル延人員 男 女 計		同上ノ一日最高使用員數 男 女 計		同上ノ主要 ナル職種	
前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數		計		計		計		計		計		計	
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其		他ノ其	

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
- 三、「其ノ他」欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

様式第九號

勞務供給ニ依ル技能者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印		事業ノ種類		供給ヲ受ケテ使 用セントス ル員數		勞務供給業者ノ住所 氏名		技能者 ノ種別		期間中ニ於ケル延員數 男 女 計		同上ノ一日最高使用員數 男 女 計		使用期間	
申請理由 其ノ他		計		計		計		計		計		計		計	

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ船舶製造業、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
- 二、「技能者ノ種別」欄ニハ鍛打工、熔接工ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請理由」欄ニハ勞務ノ供給ニ依リ技能者ヲ使用スベキ必要事由ヲ具體的ニ記載スルコト
- 四、「其ノ他」欄ニハ参考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

從業者名簿

業務類	從業者性別氏名		本籍	雇入年月日	雇入ノ手續	解雇又ハ退職年月日	備考
	女	男					
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	
	年月日生	年月日生		昭和年月日	何々職紹介 年月日	昭和年月日	

(記載心得)

- 一、「業務ノ種類」ハ當該從業者ノ從事スル事務ヲ具體的ニ記載スルコト
- 二、「雇入ノ手續」欄ニハ其ノ雇入ガ國民職業指導所ノ紹介又ハ雇入認可(技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ各雇入認可ノ種類別)ノ別及紹介又ハ雇入認可アリタル年月日ヲ記載スルコト
- 三、令第二條第一項ノ指定工場ノ從業者又ハ同條ノ厚生大臣ノ指定スル從業者ナル場合ノ解雇、退職ニ付テハ其ノ理由及顛末ノ要旨ヲ備考欄ニ記載スルコト

從業者異動狀況報告

昭和 年 月 日

報告者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 印

技能者	計	前期中雇入人員						種別	前 期 始 現 在 人 員	男 女 ノ 別
		一般青壯年		國民學校修了者		技能者				
		適 用 外 ノ モ ノ	特 定 者 雇 入 認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ	認 可 ニ 依 ル モ ノ			
									男	
									女	
									計	



(從業者使用ノ場所ノ所在地及名稱)

昭和 年度 從業者雇入使用及解雇通報

本期中供給勞務者 使用豫定人員	員 人 定 豫 入 雇 期 本										
	計	採用豫定 道府縣別					勞務者 種別		一般青壯年		合計
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
(男)											
人											
(女)											
人											
(計)											
人											

備考	從業者數及移動狀況			從業者移動狀況		
	前期始現在從業者數	男	女	種別	男	女
				前々期始現在人員		
				前々期中雇入人員		
				前々期中解雇人員		
				合計		

(記載心得)  
 一、本通報ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラザル方法ノミニ依リ雇人又ハ使用スル場合ニ限り其ノ雇人レ又ハ使用セントスル技能者及一般青壯年ニ付規則第十八條ニ定ムル期日迄ニ從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ガ之ヲ求ムルモノトス  
 二、本期中供給勞務者使用豫定人員欄ノ使用豫定人員ハ延人員ニ依ルコト



(3) 勞務調整令第四條の技能者指定

勞務調整令(以下本令ト稱ス)施行地内ニ居住スル者ニシテ左ノ各號ノ一二該當スルモノ  
 一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上左ニ掲グル職業ニ從事スル者

- 一 採炭、選炭、採鐵、選鐵、採油又ハ採礦ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 鑛山技術者
- 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 冶金技術者
- 三 電動機、發電機、變壓機等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 電氣技術者
- 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 電氣通信技術者
- 五 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鑛塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 機械技術者
- 六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)  
 航空機技術者

- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 化學技術者
- 九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 窯業技術者
- 一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 木工技術者
- 一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 土木技術者
- 一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 建築技術者
- 一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 氣象技術者
- 一四 航空士、航空機操縦士、航空機關士ヲ業トスルモノ  
 航空機搭乗員
- 一五 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 金屬試驗工
- 一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 實驗工
- 一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ檢查作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 機械檢查工
- 一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ檢查作業ニ從事スルヲ業トスルモノ  
 機械檢查工

- 一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二〇 化學分析作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ採鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二五 鑛物ノ採掘又ハ採鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

レンズ検査工

試運轉工

分析工

採炭夫

坑内運炭夫

炭坑支柱夫

機械選炭夫

採鑛夫

鑛山支柱夫

坑内運鑛夫

機械選鑛夫

石油鑛夫

製銑工

製鋼工

- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三三 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延伸張引拔押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三六 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三七 鍛冶又ハ製造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶車鍛冶又ハ物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三八 金屬ノ燒入、燒鈍、燒戻、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四一 銑燒、當盤、銑打等ノ銑鉞作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スル

非鐵金屬製鍊工

金屬熔融工

操爐工

壓延伸張工

鑄物工

鍛冶工

熱處理工

現圖工

撓鐵工

銑打工

填隙工

熔接工

製罐工

剪斷工

- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ  
(銅打物職ヲ含ミブリキ職ヲ除ク)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、豎旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラツプ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ポール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ豎削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)

鐵木工  
板金工  
金屬プレス工  
銅管工  
配管工  
鐵書工  
野書工  
旋盤工  
タレット工  
中グリ工  
研磨工  
ポール盤工  
平削工  
形削工  
フライス工  
齒切工

- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジク、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネチ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑽、鋸又ハ双物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六四 主トシテ鑽、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學の機械器具、機械的計測器、時計ヲ含ム、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六九 航空機ノ仕上組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七〇 自動車ノ仕上組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七三 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

特殊機械工  
工具仕上工  
仕上工  
電機組立工  
電氣通信機組立工  
精密組立工  
機械組立工  
航空機組立工  
自動車工  
鑄裝工  
電線被裝工  
撚線工  
巻線工

- 七五 電氣装置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八四 硝酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ、其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽酸ガス、鹽化メチレン、鹽化メチル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八七 △成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八八 ーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八九 ーアルミナ及アルミニウムノ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

絶縁工

目盛材工

製材工

合板工

木型工

造船工

硫酸工

鹽酸工

硝酸工

ソーダ工

壓縮ガス工

アンモニア合成工

カーバイト電爐工

アルミニウム製造工

石炭乾溜工

ガス發生爐工

タール分溜工

染料工

人造石油工

石油工

油脂工

ゴム工

セルロイド工

パルプ工

人絹工

顔料塗料工

- 九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低温乾溜作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九一 發生ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロール、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九四 人造石油製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精練作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、ゴム靴、ゴム底足袋又ハゴム引防水布ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 九九 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇一 顔料、オイル油又ハワニスノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇二 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ヲ含ム)

- 業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇三 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
- 一〇六 セメント、陶磁器又ハ耐火煉瓦ノ燒成作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一三 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ

火藥工

火工

電極工

電池工

窯業燒成工

ルツボ工

特殊ガラス工

光學ガラス工

蒸汽機關車運轉手

内燃機關車運轉手

電車運轉手

自動車運轉手

航空機整備員

有線電信通信士

- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縱又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一一九 作業企畫、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二一 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二三 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二四 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二六 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二七 熔鑪爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯其ノ他ノ工業用爐窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二八 保溫材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 一二九 メツキ、ボンデライト、バーカライジング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

無線電信通信士

漁船運轉手

製圖手

企畫手

通信電路工

通信電機工

電力電路工

電力電機工

汽罐士

機械運轉工

起重機運轉工

窯業燒成工

保溫工

メツキ工

- 一三〇 塗料ニ依ル塗裝、吹附又ハ燒附ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
  - 一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業（錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム）ニ從事スルヲ業トスルモノ
  - 一三二 裝蹄ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
  - 一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ從事スルヲ業トスルモノ
  - 一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 網具工  
裝蹄工  
氣象手  
潜水夫
- 二 引續キ一年以上未滿前號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ六月ヲ經過セザル者
  - 三 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル男子
  - 四 引續キ一年以上第一號ノ職業ニ從事シテ本令公布ノ日以後ニ於テ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル女子
  - 五 左ニ掲グル學校ニ於テ左ニ掲グル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者
- 學校
- 一大學
    - イ 大學ノ工學部及理工學部
    - ロ 旅順工科大学
    - ハ 早稻田大學文學部
    - ニ 拓殖大學
  - 二 專門學校
    - イ 工業及鑛業ニ關スル專門學校

- ロ 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
- ハ 南滿洲工業專門學校
- ニ 農林業ニ關スル專門學校
- 三 實業學校

- イ 工業學校（大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）並朝鮮及臺灣ノ工業學校（大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
  - 1 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ
  - 2 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年（夜間授業ノモノニ在リテハ四年）以上トスルモノ
  - 3 前二號ト同等以上ノモノ
  - 4 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部
- ロ 大連工業學校
- ハ 撫順工業學校
- 四 各種學校
  - 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

學科

- 一大學
  - イ 機械工學科（北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム）
  - ロ 船舶工學科（造船學科ヲ含ム）

- ハ 航空學科
- ニ 造兵學科
- ホ 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- ヘ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- ト 採鑛冶金科(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- チ 火藥學科
- リ 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- ヌ 土木工學科
- ル 建築學科
- ヲ 窯業科
- イ 及ホ乃至トノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク
- 二 專門學校(專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)
  - イ 造機工學科(精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
  - ロ 造船工學科
  - ハ 航空工學科
  - ニ 電氣工學科(電氣科ヲ含ム)
  - ホ 應用化學科(電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
  - ヘ 採鑛冶金學科(採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
  - ト 燃料學科
  - チ 窯業科

- リ 土木工業科
- ヌ 建築學科
- ル 農藝化學科

- 三 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ並之ト同等ノモノヲ含ム)
  - イ 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
  - ロ 造船科
  - ハ 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
  - ニ 電氣科
  - ホ 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
  - ヘ 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科、鑛工冶金科、鍛工冶金科、其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
  - ト 土木建築科(土木科、建築科ヲ含ム)
  - チ 窯業科(陶器科、製陶科ヲ含ム)
  - リ 塗工科(家具塗工科ヲ含ム)

六 左ニ掲グル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

- 一 國立又ハ公立ノ機械養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ國民學校高等科卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

モノ

三 社団法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

七 左ニ掲グル檢定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ左ニ掲グル免許ヲ受ケタル者

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル銓衡
- 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル銓衡
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル銓衡
- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 裝師師試驗規則ニ依ル裝師師試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉者ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

七〇

(4) 勞務調整令第七條第二號ノ指定事業

- 一 鑛業及砂鑛業(湯ノ花採取業ヲ除ク)
- 二 土石採取業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - 一 アルミニウム原鑛採取業
  - 二 石灰石、工業用特殊陶磁器原石、耐火材原材料(珪石、珪藻土、ドロマイドヲ含ム)及石綿採取業
  - 三 螢石及雲母採取業
  - 四 土砂採取業
- 三 金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - 一 金屬精鍊業及材料品製造業
  - 二 鑄物業
  - 三 鍍金業(亞鉛メッキ及錫メッキ業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
  - 四 其ノ他ノ金屬工業ニシテ左ニ掲グルモノ
    - イ 鏈鎖製造業
    - ロ バネ製造業
    - ハ 鋼索製造業
    - ニ 金網製造業(軍需用ノモノニ限ル)
    - ホ ポルト、ナット、座金及鋸製造業
    - ヘ 釘類製造業
    - ト 針金類製造業
    - チ 金屬板製品(ドラム罐五ガロン用ブリキ罐及軍需用ノモノニ限ル)製造業

七一



- リ 建築用家具用金物製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ロ 金屬製建具、家具類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ル 建築、橋梁、鐵塔等ノ建設材料製造業
- ヲ 蹄鐵及蹄釘製造業
- ワ 火造(鍛冶)業
- カ 金屬切斷業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヨ 熔接業
- タ 其ノ他ノ金屬製品製造加工業(軍需用ノモノニ限ル)

四 機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 原動機械製造業(陸用圓錐及軍需、生擴用以外ノ重油機械製造業ヲ除ク)
- 二 電氣機械器具類製造業(扇風器ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 三 無線及有線通信機械器具製造業(鐵道信號安全裝置及部分品製造業ヲ含ム)
- 四 電線及電纜製造業
- 五 電池製造業(乾電池製造業ハ軍需及生擴附帶用ノモノニ限ル)
- 六 工作機械器具製造業
- 七 採鑛、選鑛及精鍊用機械器具製造業
- 八 化學工業用機械器具製造業(製紙機械器具製造業ヲ除ク)
- 九 瓦斯發生裝置製造業及鑄造機製造業
- 一〇 ミシン製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一一 鐵道車輛製造業(內燃動車製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 自動車製造業

- 一三 自轉車及其ノ他ノ車輛製造業
- 一四 船舶製造業
- 一五 航空機、航空機部分品及附屬品製造業
- 一六 運搬機械製造業
- 一七 ポンプ、水壓機、送風機及氣體壓縮機製造業
- 一八 特殊渣水機製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一九 農業用機械器具製造業
- 二〇 土木建築用機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 二一 計測器類製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - イ 度量衡器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ロ 寒暖計製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ハ 體溫計製造業
  - ニ 電氣計器製造業
  - ホ 計壓器類製造業
  - ヘ 其ノ他ノ計器製造業
  - ト 時計(電氣時計ヲ除ク)製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - チ 測量用機械器具製造業(製圖用機械器具製造業ヲ含ム)
  - リ 試験及檢査用機械器具製造業
- 二二 學術及醫療機械器具製造業
- 二三 光學機械器具製造業(寫眞機類製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二四 照管用機械器具製造業(電球製造業以外ハ軍需用及鑛山用ノモノニ限ル)
- 二五 銃砲、彈丸、兵器類製造業(軍需用ノモノニ限ル)

二六 其ノ他ノ機械器具工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- イ 事務用機械製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ロ 瓦斯器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ハ 辨及コック製造業
- ニ 軸受(寶石類ヲ以テ製造シタルモノヲ含ム)製造業
- ホ ベルト車、車輪及車軸製造業
- ヘ イ乃至ホ以外ノ部分品及附屬品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ト 其ノ他ノ機械器具製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- チ 齒車製造業

二七 機械器具裝置業

五 化學工業ニシテ左ニ掲グルモノ

一 製藥業

二 工業藥品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ

- イ ソーダ製造業
- ロ 硫酸製造業
- ハ 磷製造業
- ニ 壓縮瓦斯製造業(酸素、水素、鹽素、アセチレン、アンモニア、窒素、臭素以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- ホ カーバイト製造業
- ヘ 鹽酸製造業
- ト 晒粉製造業
- チ 重クロム酸ソーダ、重クロム酸カリ及過マンガン酸カリ製造業(軍需用ノモノニ限ル)

リ 鹽素酸ソーダ、鹽素酸カリ及苛性カリ製造業

ヌ 芒硝、硫化ソーダ二流化炭素製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

ル 石炭酸、サルチル酸、醋酸製造業

ヲ アルコール(含水)、メチルアルコール製造業

ワ アセトン、ホルマリン、エーテル及グリセリン製造業

カ グリコール製造業(軍需用ノモノニ限ル)

ヨ ヨード、ヨードカリ及鹽化カリ製造業

タ 硝石(合成硝石ヲ含ム)、人造水晶石及硝安製造業

レ シアンナトリウム及シアンカリ製造業

ソ 合成ベンゾール、合成トルオール、合成ゴム、合成硝酸、メタノール及其ノ他ノ合成化學工業藥品製造業

三 製鹽業

四 染料及中間物製造業、天然染料及硫化染料製造業ハ軍需用ノモノニ限ル

五 塗料製造業(船底塗料製造業以外ハ軍需用及生擴用ノモノニ限ル)

六 顔料(カーボンブラック、アセチレンブラック、硫酸バリウム、リトボン、チタン白、軍需用鉛白、軍需用群青、軍需用紺青及ベンガラニ限ル)製造業

七 發火物製造業(煙火製造業ヲ除ク)

八 鑛物油製造業

九 植物油脂類製造業(輸出用ノモノヲ除キ薄荷腦、薄荷油、テレピン油、ミカン油製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

一〇 動物油脂製造業(輸出用ノモノヲ除ク)

一一 蠟及加工油製造業(木蠟製造業及蠟燭製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)

- 一二 ゴム製品類製造業(再生ゴム製造加工業ヲ含ム)
- 一三 パルプ製造業
- 一四 製紙業
- 一五 セロファン紙製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一六 セルロイド製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - イ セルロイド素地製造業
  - ロ ペンチンセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ハ チアセチルセルローズ製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一七 化學纖維製造業
- 一八 肥料製造業
- 一九 皮革製造業(鯨革及鼈革製造業以外ハ軍需用ノモノニ限ル)
- 二〇 石鹼(化粧品ヲ除ク)製造業
- 二一 左ニ掲グル諸化學工業
  - イ 人造レヂン素地及製品製造業(有機ガラス製造業ヲ含ム)
  - ロ バルカナイズドファイバー製造業
  - ハ リノリウム製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ニ 防水布撥革布類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ホ 建築用防水紙及防水布製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ヘ フィルム、乾板類製造業
  - ト タンニン製造業
  - チ 糊料製造業(膠及ゼラチン製造業ニ限ル)
  - リ 殺蟲劑及防腐劑製造業

- ヌ 研磨材料及研磨用品製造業
- ル 炭素製品製造業
- ヲ コークス製造業
- ワ 化學兵器製造業
- カ 高級燃料類製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- ヨ 其ノ他ノ化學製品製造業(活性炭及木炭以外ハ軍需用ノモノニ限ル)

六 瓦斯業及電氣業

七 水道業

八 窯業及土石加工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 電氣用、醫療用、耐酸用及耐熱用陶磁器製造業
- 二 陶管製造業
- 三 光學ガラス、安全ガラス、石英ガラス及電氣用、醫療用、耐酸用若ハ耐熱用ガラス並ニ板ガラス製品製造業
- 四 セメント製造業
- 五 煉瓦及耐火物製造業
- 六 屋根瓦製造業
- 七 石灰製造業
- 八 珪礬鐵器製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 九 其ノ他ノ窯業製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一〇 セメント製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一一 石綿製品製造業(軍需用及生擴附帶用ノモノニ限ル)

九 紡績工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 製絲業(生絲製造業ニ限ル)
- 二 紡績業(綿絲紡績業、絹絲紡績業、麻絲紡績業、毛絲紡績業及ステールファイバー絲紡績業ニ限ル但輸出用ノモノヲ除ク)
- 三 綿及絹撚絲業
- 四 織物業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - イ 純綿織物製造業
  - ロ 混紡綿織物製造業
  - ハ 絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
  - ニ 人造絹絲トノ交織絹織物製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
  - ホ 麻織物製造業
  - ヘ 純毛織物製造業
  - ト 混紡毛織物製造業
  - チ 人造絹織物製造業
  - リ 交織人造絹織物製造業
  - ヌ ステールファイバー織物製造業
  - 五 メリヤス素地編立業
  - 六 メリヤス製品製造業
  - 七 絲組物製造業
  - 八 綿製造業(眞綿製造業ハ軍需用ノモノニ限ル)
  - 九 染色及整理業ニシテ左ニ掲グルモノ

- イ 機械捺染業
- ロ 無地染業
- ハ 布染晒整理業

- 一〇 フェルト製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一一 繭短絨維製造業
- 一二 裁縫業

- 一〇 製材及合板業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 一一 コルク製品製造業(軍需用ノモノニ限ル)
- 一二 鑄物用木型製造業
- 一三 食料品工業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 精穀業
- 二 製粉及澱粉製造業
- 三 製糖業
- 四 醸造業(醬油、味噌、食酢、和酒及麥酒製造業ニ限ル)
- 五 パン(菓子パンヲ除ク)製造業
- 六 罐詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 七 壇詰製造業(輸出用ノモノヲ除ク)
- 八 畜産食料品製造業(煉乳、粉乳、バター其ノ他乳製品及人造バター製造業ニ限ル)
- 九 水産食料品製造業(乾海苔、佃煮海苔、昆布及昆布製品、細寒天並ニ角寒天製造業ヲ除ク)
- 一〇 煙草製造業
- 一一 製氷及冷凍食料品製造業

- 一二 製麵業
- 一三 肉エキス製造業

一四 左ニ掲グル諸工業

- 一 印刷業(兌換銀行券、郵券及官報類印刷業ニ限ル)
- 二 蠶製造業
- 三 綿、麻、毛及絹製網繩、及網製造業(軍需用、漁業用及船舶用ノモノニ限ル)
- 四 皮革製品製造業ニシテ左ニ掲グルモノ
  - イ 革靴製造業(軍需用ノモノニ限ル)
  - ロ 馬具製造業
  - ハ ベルト製造業
- 五 家畜用配合飼料製造業
- 六 醫療材料品製造業
- 七 義肢製造業

一五 物品販賣業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 米穀販賣業
- 二 蔬菜類販賣業
- 三 鮮魚類販賣業
- 四 牛乳販賣業
- 五 薪炭販賣業
- 六 石炭、コークス類販賣業
- 七 新聞發行販賣業

一六 牛馬商

一七 勞務供給業(軍需、生産力擴充、土木建築及運輸通信關係ノモノニ限ル)

一八 銀行業、信託業

一九 無盡業、保險業

二〇 倉庫業

二一 冷蔵倉庫業

二二 運輸業ニシテ左ニ掲グルモノ

- 一 鐵道(鋼索鐵道ハ平坦線ニ限ル)及軌道業
  - 二 乘合自動車運輸業
  - 三 貨物自動車運送業
  - 四 小運送業(小運送業法ニ依ル小運送業ニ限ル)
  - 五 港灣運送業
  - 六 船舶運送業
  - 七 航空輸送業
- 二三 通信事業(郵便物運送請負業ヲ含ム)
- 二四 土木建築業
- 二五 教育(學校、圖書館及博物館ニ限ル)事業
- 二六 醫療衛生事業ニシテ左ニ掲グルモノ
- 一 醫業
  - 二 浴場業
  - 三 清掃業

二七 海難船舶救助事業  
二八 學術研究事業

(5) 勞務調整令第七條第二號ノ指定者

- 一 市町村及之ニ準スルモノ
- 二 神 社
- 三 水利組合及北海道土功組合
- 四 特別ノ法律又ハ勅令ニ依リ設置セラレタル團體
- 五 民法第三十四條ノ規定ニ依ル法人
- 六 法令ニ依リ物資ノ配給ノ統制ニ關スル業務ヲ行フ者

## (6) 職業紹介規程

### 第一章 總 則

第一條 職業紹介法ニ依リ國民職業指導所ノ行フ職業紹介ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業紹介事業ハ國家ニ緊要ナル事業ノ勞務ヲ確保スルヤウ之ヲ運用スルモノトス

第三條 國民職業指導所ノ職員ニシテ職業紹介ニ關スル事務ニ從事スル者ハ求人者及求職者ニ對シ懇切ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

### 第二章 技能者及一般青壯年ノ職業紹介

#### 第一節 總 則

第四條 勞務調整令第四條ノ技能者及同令第七條ノ一般青壯年(第三章ニ定ムル新規中等學校卒業者及第五章ニ定ムル日傭勞務者ヲ除ク)ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ第四章ニ規定スル以外ノ者及勞務調整令ニ依ル就職ノ制限ヲ受ケザル者ハ本規程ノ適用ニ付テハ一般青壯年ト看做ス

#### 第二節 求 人

第五條 求人ノ申込ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 勞務調整令第七條第二號ニ規定スル者

二 國及道府縣

三 農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ヲ營ム者

第六條 求人ノ申込ハ技能者及一般青壯年別ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ求人者ノ住所地又ハ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 求人ノ申込ハ左ノ期間内ニ於テ雇入レントスル人員ニ付每期開始ノ前々月一日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ期限後ニ於ケル緊急已ムヲ得ザル事情ニ基ク求人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一期 (自四月至六月)

第二期 (自七月至九月)

第三期 (自十月至十二月)

第四期 (自一月至三月)

第八條 同一ノ期ニ於テ求人ノ申込ノ外勞務調整令第七條第二號ニ依ル一般青壯年ノ雇入ノ認可申請ヲ爲サントスル場合ニ於テハ兩者ハ之ヲ併セ爲スモノトス

第九條 求人ノ申込ニ關シ必要アル場合ニ於テハ求人者ノ出頭ヲ求メ又ハ參考書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求人ノ申込ニ付其ノ員數、募集希望地域及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十一條 求人ノ申込ニ付其ノ内容法令ニ違反スル場合、本規程ニ違反スル場合又ハ前條ノ變更要求ニ應ゼザル場合ニ於テハ之ヲ受理セザルモノトス

求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ之ガ受理ヲ取消シ求人者ニ其ノ旨通知スルモノトス

第十二條 求人者ハ求人ノ申込ヲ爲シタル後ニ於テハ特別ノ事由アルニ非ザレバ其ノ内容ヲ變更シ又ハ求人ノ申込ヲ取消スコトヲ得ズ

求人者特別ノ事由ニ因リ求人ノ申込ノ内容ヲ變更シ又ハ申込ヲ取消サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨申出ツベシ

第三節 求 職

第十三條 求職ノ申込ハ成ルベク求職者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ヲ取次ヲ依頼スルコトヲ得

市區町村長又ハ聯絡委員前項ノ取次ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速カニ所轄國民職業指導所ニ之ヲ取次グベシ

一般青壯年ト看做サル國民學校修了者ノ求職ノ申込ハ出身學校ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ

居所ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ國民職業指導所ニ求職ノ申込ヲ爲ス能ハザル場合ニ於テハ前項ノ國民職業指導所ヨリ職業指導ニ關スル證明書ノ交付ヲ受ケ他ノ國民職業指導所ニ之ヲ提出シ求職ノ申込ヲ爲スコトヲ得

第十四條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求職ノ申込ニ付其ノ就職希望先、就職希望地及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十五條 第九條、第十一條及第十二條ノ規定ハ求職ノ申込ニ之ヲ準用ス

第四節 紹 介

第十六條 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票又ハ求職票ニ登録スルモノトス求人又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキ亦同ジ

職業紹介ハ求人票又ハ求職票ニ登録セザル求人又ハ求職ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 職業紹介ハ求人ノ國家的緊要度ニ從ヒ之ヲ爲スベシ

第十八條 職業紹介ハ求職者ニ對シ紹介狀ヲ受付シ之ヲ行フ但シ求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ニ紹介スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ

第二十條 職業紹介ハ求人ニ付テハ申込ヲ爲シタル期ノ期間内求職ニ付テハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限り之ヲ

爲スモノトス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 出頭、銓衡其ノ他職業紹介上必要ナル事項ニ付テハ國民職業指導所ノ指示ニ從フベキモノトス

求人者ハ國民職業指導所ノ指示スル期限迄ニ紹介ヲ受ケタル求職者ノ採否ヲ通報スルモノトス

第二十二條 求人者又ハ求職者前條ノ指示ニ從ハズ又ハ同條ノ通報ヲ爲サザル場合ニ於テハ紹介ヲ拒絕シ又ハ取消スコトアルベシ

第三章 新規中等學校卒業生ノ職業紹介

第二十三條 左ニ掲グル學校ノ卒業生ニシテ卒業後三月ヲ經過セザルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル但シ商船學校卒業生及學校卒業生使用制限令ニ依ル厚生大臣ノ指定スル學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 中學校及高等女學校(高等女學校實科及實科高等女學校ヲ含ム)
- 二 實業學校
- 三 卒業生ニ關シ前各號ノ學校ト同等以上ト指定セラレタル學校

第二十四條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ卒業ノ前年ノ六月三十日(十二月卒業スル者ニ在リテハ其ノ年ノ六月三十日)迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

第二十五條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ在學中ニ於テ豫メ國民職業指導所及出身學校ニ於テ實施スベキ職業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

第二十六條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且出身學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

第二十七條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ新規中等學校卒業生ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第四章 新規國民學校修了者ノ職業紹介



第二十八條 勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ修了ノ年ノ六月三十日迄ニ就職セントスルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ修了ノ前年ノ九月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

第三十條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ就學中ニ於テ國民職業指導所及國民學校ノ實施スル職業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

第三十一條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且國民學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

第三十二條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ新規國民學校修了者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第五章 日傭勞務者ノ職業紹介

第三十三條 日日他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ從事スルヲ例トスル者及臨時ニ他人ニ雇傭セラレ筋肉の勞働ニ從事セントスル者ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 求人ノ申込ハ左ノ時期ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ハ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

一 日日雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲナサントスル日ノ前日正午迄

二 期間ヲ定メ臨時ニ雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテハ雇入ヲナサントスル日ノ相當期間前

前項第一號ノ場合ニ於ケル求人ノ申込ハ口頭又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 求職ノ申込ハ成ルベク居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ

第三十六條 國民職業指導所求職者ニシテ相當長期ニ亘リ常時日傭勞務ニ從事スベキモノト認メタルトキハ必要ニ應ジ之ヲ日傭勞務者臺帳ニ登錄シ登錄票ヲ交付スルモノトス

第三十七條 前條ノ登錄ヲ受ケタル者求職ノ申込ヲ爲ス場合ニ於テハ登錄票ノ提示ヲ以テ第三十五條ノ定ムル

求職申込ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 求人ニ對スル職業紹介ハ日日傭入ヲナサントスル求人ニ在リテハ當日限り、期間ヲ定メ雇入ヲナ

サントスル求人ニ在リテハ當該期間内ニ之ヲ爲スモノトス

第三十九條 求職者ノ職業紹介ハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限り之ヲ爲スモノトス但シ第三十六條ノ規定ニ依リ

登錄ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四十條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ日傭勞務

者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

第六章 特 則

第四十一條 別ニ指定スル求人及求職者ニ對スル職業紹介ハ本規程ニ依ラザルコトヲ得

附 則

職業紹介業務規程ハ之ヲ廢止ス

第七條ニ定ムル第四期ノ求人申込期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ求人ニ關スルモノニ限り同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日迄トス

本規程公布ノ日以前ニ於テ爲シタル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ除クノ外本規程ニ依リ求人ノ申込ヲ爲シタルモノト看做ス

(日本出版文化協會會員番號112112)

昭和十七年三月五日印刷  
昭和十七年三月十日發行



勞務調整令解義

⊕ 定價壹圓貳拾錢

著者 厚生研究會

發行者 松川健文  
東京市神田區小川町一ノ二〇

印刷者 鈴木芳太郎  
東京市四谷區本村町四

印刷所 玄眞社印刷所  
東京市神田區小川町一ノ二〇  
東京 銅 業 ビル

發行所 新紀元社  
電話神田(2)四六七五番  
振替東京 八三八七四番

配給元 東京市神田區渡路町二丁目九番地 日本出版配給株式會社

林 富子著  
ワルシヤワ悲歌

B 6判三二〇頁  
口繪アート刷廿四頁  
定價一圓八十錢  
〒 十六錢

本書はワルシヤワの日本大使館に籠城した一日本女性が身を以つて體驗したワルシヤワ攻防戦の血涙の記録であり更に著者の教養は戦前の複雑怪奇なる歐洲政局の風雲をも併せ描いて餘すところがない。

満田 巖著  
昭和風雲録

B 6判五六〇頁  
定價二圓三十錢  
〒 十六錢

ワシントン會議から三國同盟へ、その間五・一五事件、二・二六事件等所謂「血の犠牲」の全貌を記録したもので内外に亘る戦近二十年の大動亂を描いた彫心鏤骨の大作である。

満田 巖編  
昭和世界年表

四六判一四〇頁  
定價六〇錢  
〒 十錢

本書は「昭和風雲録」の姉妹編、新史観による戦近二十年の内外情勢の對比表であり、狂亂怒濤にもたとふべき二十年間に於ける世界舊秩序に對する世界新秩序の闘争表でもある。

中西 賢三編  
獨逸國防漫畫

四六倍二百頁  
定價二圓八〇錢  
〒 十六錢

本書に收むる處の作品は總てこれ最近に於てドイツの一流新聞雑誌に登載されたものである。其處には眞の裸になつた大ゲルマンの戦争生活がある。尙又今次大戦の側面的觀察上好資料たるを失はぬ。

農政記者會著  
昭和篤篤農傳

B 6判三一六頁  
定價一圓六十錢  
〒 十六錢

食糧増産對策が焦眉の問題として考究されてゐる今日、篤農家の不撓不屈の精神に依り救へられる處は頗る大きいものがある。時局認識上必須の書であると共に修養書として一讀を薦める。

企畫院研究會著  
國防國家の綱領

A 5判三〇〇頁  
定價二圓  
〒 十六錢

政府の發表した基本國策要綱の各項目に對して平易簡明な解説を加へたのが本書である。國防國家體制の確立は新秩序建設の戦ひに不可欠の問題だ。この觀念と理論を正しく認識する事は國民の義務である。

厚生研究會著  
國民皆勞

B 6判三三〇頁  
定價一圓八〇錢  
〒 十六錢

戦時下勞務臨戰態勢整備の必要の急なるを説き、一般國民にその眞意を徹底せしめべく凡ゆる角度から勤勞體制の再編成を詳述したもの、厚生當局の滿腔の賛意を受けて上梓さる。

日本技術協會編  
科學の新體制

B 6判三〇二頁  
定價一圓五十錢  
〒 十六錢

國防國家の建設に當り科學の新體制確立は刻下の急務である。本書は科學技術界の第一人者二十氏により凡ゆる角度から、これが必要性並に具體方策に就き説述されたものである。

新刊

朝日新聞  
政治經濟部

增田春吉著

B 6 版函入 定價 二圓  
三一八頁 送料 十六錢

# 戰時經濟

を  
推進  
する  
人々

大東亞經濟の建設を背負ふ人は誰ぞ。こゝに現役人五十人を拉して、その經歷、手腕に縦横の評説が試みられた著者は經濟ジャーナリズムの第一線に立つ人——  
輝く戦果を有意義たらしめるものは大東亞經濟の建設である。洵にこれこそは喫緊の重大事であり、而してその中樞をなすものは云ふまでもなく人の問題である。自由主義經濟的な經濟人の時代はもはや過ぎ去つた。我等は本書によつて現役指導者たちの面目を知らう。

東京替振  
四七八三八

社元紀新

區田神市京東  
十の一町川小

923  
230





新紀元社